

「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の進行管理方法等について

1 計画における「進行管理」の記載

(☞計画 p.111 第5章 推進体制及び進行管理 > 2 進行管理)

「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」において、計画の進捗状況や目標の達成状況等について協議を行い、その結果を施策推進に反映していきます。また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

2 「進行管理」と「評価」の考え方

(1) 概要

【進行管理】(毎年度実施)

- ・ 毎年度、前年度の各構成事業の進行度合い(進捗状況)を、調査票に基づき把握する。
- ・ 進捗状況の把握にあたっては、客観的な指標(数値)による判定を用いる。
- ・ 庁内会議で全体の進捗状況を相互把握し、協議する。
- ・ 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」に進捗状況を報告する。
- ・ 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」における協議を通じて、進行管理に係る意見・提案を聴取し、翌年度の施策反映の参考とする。

【評価】(計画最終年度に実施)

- ・ 計画最終年度に前年度までの事業の達成度合い(達成状況)を、調査票に基づいて把握する。
- ・ 達成状況の把握にあたっては、客観的な指標(数値)による判定を用いる。
- ・ 事業所管課からの報告に対して、がん・疾病対策課で「第1次評価」を行う。
- ・ 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」に「第1次評価」を報告し、「第2次評価」を受け、計画改定の作業に反映させる。

(2) スケジュール

<全体スケジュール想定>

現行計画期間：令和6年(2024)年度～令和8(2026)年度

年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度
現行計画	1 年目	2 年目	3 年目		
改定計画			改定作業	1 年目	2 年目
進行管理等		暫定評価 6 年度分	確定評価 7 年度分	8 年度分	9 年度分

<令和 6 年度スケジュール想定>

時期の目安	がん・疾病対策課	各所管課	県ギャンブル等依存症対策推進協議会
第 1 四半期 (4～6月)	調査票による照会の実施 ・ 令和 5 年度進捗状況を調査票により各所管課に照会		・ 令和 5 年度進捗状況を調査票により報告
第 2 四半期 (7～9月)	庁内会議における進行管理 ・ 調査票による報告内容を取りまとめたうえで庁内会議を開催し、全体協議事項の調整や、各所管課への改善策検討等を適宜依頼		・ 庁内会議に出席し、全体の進捗状況を相互把握、協議
	県ギャンブル等依存症対策推進協議会における協議 ・ 進行管理状況の結果を、協議会へ報告 ・ 協議会からの意見・提案への対応検討（事業内容の修正や工夫改善、必要に応じて予算化を含めた新規事業の立案など）		
第 3 四半期 (10～12月)	・ 協議会からの意見・提案にかかる各所管課対応 （状況の聴取など）	・ 協議会からの意見・提案への対応（対応結果は R 7 年度の庁内会議にて報告）	・ 必要に応じて協議会へ出席 ・ 進行管理状況の結果報告に対し、意見・提案
第 4 四半期 (1～3月)	・ 令和 7 年度に向けての対応準備		

(3) 進行管理における目標設定と判定

- 進捗状況の把握にあたっては、客観的な指標（数値）により、毎年度判定を行うため、原則として数値目標をもとに整理することとし、各事業が計画最終年度に達成すべき目標に向けて必要となる単年度の達成目安をあらかじめ設定し、判定につなげる。
- 計画の数値目標（＝計画目標）が設定されている施策（☞計画 p.99～101）
 - ・・・設定済みの計画目標に対する実績達成度（進捗率）により判定
- 判定については、各目標にかかる達成目安に対する現状値の進捗状況により、A～E の 5 段階で行う。

A≥100%＞B≥70%＞C≥50%＞D≥20%＞E

(4) 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」への進行管理状況の結果報告

- 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」当日、議題に関連する事業所管課の出席のもと、がん・疾病対策課から、全体の状況について結果報告をする。
- 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」では、がん・疾病対策課からの結果報告を受け、会議出席の事業所管課への質疑応答を交えながら全体協議を行い、翌年度の施策反映の参考とすべき意見や提案等を県側へ伝える。

(5) 評価体制

第2次（＝最終）評価	県ギャンブル等依存症対策推進協議会
第1次評価	がん・疾病対策課
がん・疾病対策課の役割	各所管課からの進捗報告をとりまとめ、庁内会議において第1次評価をまとめたうえで、「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」に諮る。

※ 第2次（＝最終）評価を行う「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」に諮る際、必要に応じて所管課が出席し、事業の説明等を行う。

※ 「県ギャンブル等依存症対策推進協議会」で行う第2次評価については、上記（4）進行管理状況の結果報告の方法・流れに準じて実施する。